

## ウォーターサーバーのレンタル契約は内容をよく確認！

### 【事例】

スマートフォンの機種変更のため、家電量販店に出向いた。スマートフォンの機種変更手続きが終わると別の担当者が来て、ウォーターサーバーの無料レンタルとミネラルウォーター（月額2,500円）の契約を勧められて了承した。

担当者が私のスマートフォンから申し込み手続きをしたため、契約書は渡されていない。2カ月ほど利用したが必要ないと思い解約について事業者に連絡したところ、解約料が1万円かかると言われた。申し込み時に解約料の説明はなかった。

### 【アドバイス】

- ・ショッピングモールや家電量販店などで突然ウォーターサーバーの勧誘を受けて、レンタルの契約をしたが、解約すると高額な解約料が必要となったという事例があります。
- ・ウォーターサーバーのレンタル契約は、サーバー本体のレンタル料は無料でも、ミネラルウォーターを定期購入する契約です。あらかじめ決められた期間は、ミネラルウォーターを購入しないと解約料がかかる場合があるので注意が必要です。
- ・ウォーターサーバーが本当に必要かよく考えて、契約金額や契約内容、解約条件などをよく確認して、契約書は書面でもらうようにしてください。
- ・場合によってはクーリング・オフができる可能性がありますので、困ったときは消費生活センター等にご相談ください。